

第6章 事業計画

1. 年次計画

大友氏遺跡の第1期整備事業は、目標年次を令和15年度に設定する。この間、事業前半を短期、後半を中期として事業時期を区分する。

(1) 短期整備（事業前半：おおむね5年間）

短期整備は、大友氏館跡の庭園域の整備事業の供用開始を目標とし、そのために必要となる発掘調査や設計・工事等を優先的に推進する。庭園域以外の範囲においては、発掘調査や土地の公有化・史跡指定の取り組みを進める。

また、庭園域の公開に合わせて、仮設の駐車場やトイレを整備し、利便施設完成までの暫定的な対応を図る。

(2) 中期整備（事業後半：おおむね14年間）

中期整備においては、中心建物域、外郭域、北・西建物域、唐人町跡、歴史文化観光拠点施設、利便施設の整備に取り組み、第1期事業の完成を目指す。なお、事業途中における部分公開を行うものとし、段階的に公開範囲を拡大していくものとする。

なお、中期以降の事業については、あらかじめ調査や公有化の進捗状況を確認し、整備内容や事業工程など必要な見直しを行った上で実施する。事業着手後も適宜事業の進捗状況等の点検を行ったうえで、社会情勢や経済状況の変化も勘案しながら、概ね5年を目安として事業計画の見直しを行うものとする。

2. 事業手法

第1期整備事業（平成27年度～令和15年度）の財源としては、市の財源だけでなく、国の支援を積極的に得ていく方針とする。

主に史跡指定地の事業に関しては、事業期間全体にわたって、文化庁の歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業による補助を想定し、発掘調査や設計検討・工事実施を推進する。

利便施設の事業も本市の財源に加えて、整備事業に関連する国・県等による補助や支援などについて情報収集に努め、積極的に取り入れるようにする。

さらには、整備事業期間中に、基金等の設置を検討するなど、整備後の歴史公園の公開・活用の際して、積極的に市民参加を促すような支援を行うものとする。

3. 事業推進体制

現状では、文化財保護の業務を担う教育委員会教育部文化財課が、大友氏遺跡に関する整備事業全般を担当している。今後は、大規模な歴史公園としての本格的な整備事業が予定されていることから、庁内組織である「大友氏を活かしたまちづくり庁内検討委員会」を構成する各課との連携を密にし、整備事業がより円滑に推進できるよう体制の強化を図るものとする。

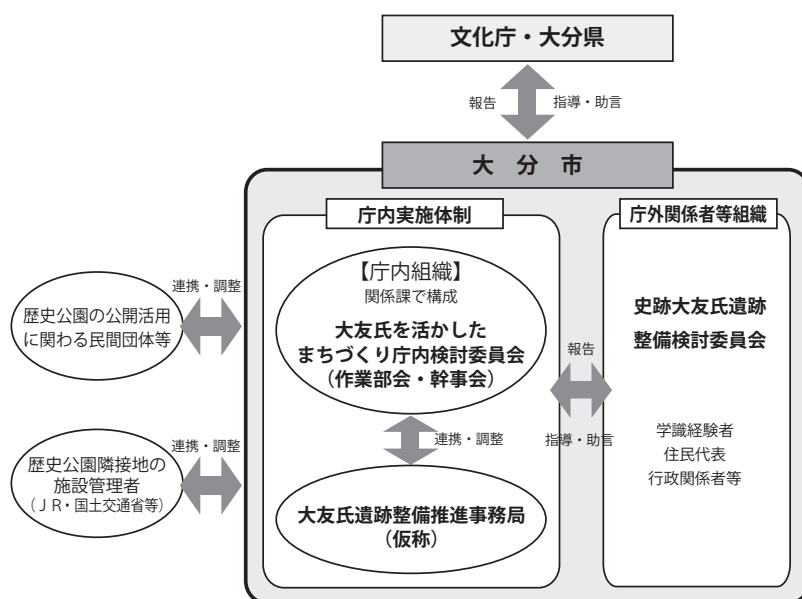


図 6-1 事業推進体制概念図

■ 第1期整備 (中期) 事業工程

大友宗麟公
生誕 500 年

区分	年次 地区・施設	第1期整備												第2期整備					
		短期 H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	長期 R16～ 2034～	
史跡大友氏遺跡	庭園域	整備工事	供用																
		復元の検討																	
	中心建物域	基本計画・基本設計・実施設計																	
		発掘調査・報告書																	
		基本設計・実施設計																	
		整備工事																	
	東外郭 大門	発掘調査・報告書																	
		基本設計・実施設計																	
	北建物域 北・西・南外郭	整備工事																	
		一部供用																	
西建物域	整備工事																		
	供用																		
唐人町跡																			
旧万寿寺地区																			
推定御蔵場跡																			
上原館跡																			
歴史文化観光拠点施設 (利便施設B)	公有化手続き																		
	基本構想・基本計画																		
	発掘調査																		
利便施設 A 駐車場	整備																		
	公有化																		
利便施設 B 駐車場	整備																		
	整備																		
市道顕徳10号線 (旧国道10号)																			
市道顕徳9号線 準市道顕徳町3丁目線																			

付 属 資 料

資料 1 大友氏を活かしたまちづくり市内検討委員会設置要綱

資料 2 史跡大友氏遺跡整備検討委員会設置要綱

資料 3 史跡大友氏遺跡整備検討委員会委員名簿

資料1 大友氏を活かしたまちづくり市内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南蛮文化発祥都市おおいたとしての魅力あるまちづくりに向けて、大友氏遺跡の整備及び活用の方向性、大友氏の効果的なプロモーション等を検討するため、大友氏を活かしたまちづくり市内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、関係部局間の連絡調整を図るとともに、大友氏を活かしたまちづくりに関し、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 大友氏遺跡の保存、管理及び整備に関すること。
- (2) 大友氏に関連するまちづくりに関すること。
- (3) 大友氏及び大友氏遺跡の情報発信に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる事項（以下「所掌事項」という。）の調査研究、調整等を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、文化財課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集し、幹事長がその議長となる。
- 5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名する幹事が幹事長の職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係課等に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(作業部会)

第7条 所掌事項の資料の作成等を行うため、幹事会に作業部会を置く。

2 作業部会は、幹事がその所属する課の職員のうちから指名する者を部会員として組織する。

3 作業部会に部会長を置き、幹事長の所属する課の部会員のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。

4 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。この場合において、部会長は、必要に応じて部会員の一部を招集して会議を開くことができる。

5 部会長は、作業部会の中に、検討内容に応じ専門部を置くことができる。この場合において、部会長は、専門部ごとに部長及び副部長1人を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部文化財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画部長、財務部長、商工労働観光部長、土木建築部長、都市計画部長、教育委員会事務局教育部長

別表第2（第6条関係）

おおいた魅力発信局長、企画課長、文化国際課長、広聴広報課長、財政課長、管財課長、商工労政課長、創業経営支援課長、観光課長、土木管理課長、建築課長、都市計画課長、まちなみ企画課長、都市交通対策課長、まちなみ整備課長、公園緑地課長、教育委員会事務局教育部学校教育課長、社会教育課長及び文化財課長

資料2 史跡大友氏遺跡整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡大友氏遺跡整備基本計画(第1期)(以下「第1期計画」という。)に基づき、国指定史跡である大友氏遺跡を大友氏遺跡歴史公園として適切に整備し、効果的に活用するため、史跡大友氏遺跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を大分市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告するものとする。

- (1) 史跡大友氏遺跡の保存・整備・活用に関すること。
- (2) 大友氏遺跡歴史公園の維持・管理・運営に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 県の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、第2条各号に掲げる所掌事項のうち、特定の事項について調査検討を行う必要があると認めるときは、委員会の中に、業務内容に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する者を部会員として、10人以内をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員のうち

から委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

第8条 委員長は、専門の事項について検討させるため、委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、専門の事項について学識経験を有する者のうちから、教育長が参画依頼する。

3 アドバイザーの参画依頼の期間は、参画依頼の日からその職務が完了するまでの期間とする。

(報償金等)

第9条 委員(第3条第2項第4号及び第5号に規定する委員を除く。)及び部会員並びにアドバイザーに対する報償金等は、予算の範囲内で、教育長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部文化財課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月9日から施行する。

(参画依頼等の期間の特例)

2 令和元年6月7日から令和3年3月31日までの間に初めて参画依頼し、又は任命する委員の参画依頼等の期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

資料3 史跡大友氏遺跡整備検討委員会委員名簿

種 別	所 属	氏 名	備 考
学識経験者	国立歴史民俗博物館名誉教授	小野 正敏	(考古学) ※委員長
	千葉大学名誉教授	玉井 哲雄	(建築史・都市史) ※副委員長
	元鶴見大学文学部文化財学科教授	伊藤 正義	(歴史学)
	名古屋学院大学国際文化学部教授	鹿毛 敏夫	(文献史)
	大分大学理工学部助教	姫野 由香	(都市計画・都市景観)
民間団体	株式会社日本政策投資銀行 大分事務所副調査役	佐野 真紀子	
	NPO法人大友氏顕彰会 事務局次長	佐藤 弘俊	
教育関係者	金池小学校 校長	阿部 修三	
地元代表	大分中央地区自治委員連絡協議会 会長	林 信一郎	
	顕徳町自治委員	鶴田 巧	
行政機関	大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課長	岡本 文雄	
	大分県教育庁文化課長	木下 敬一	
	大分市商工労働観光部長	永松 薫	令和元年6月7日～
	大分市都市計画部長	清水 剛	
	大分市教育委員会事務局教育部長	佐藤 雅昭	
オブザーバー	文化庁文化財第二課 文化財調査官	中井 将胤	

史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）
令和元年度改訂版

発行日 令和2年3月31日

編集・発行 大分市教育委員会

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

担当課 大分市教育委員会事務局

教育部文化財課